

基準一覧

(1) 地場産品取り扱い店舗等、製造加工商品提供店舗等

総務省の地場産品基準	○	×
一 当該地方団体の <u>区域内において生産</u> されたものであること。	・ 村内産の農林水産物 ・ 返礼品承認商品	・ 村外産の農林水産物 ・ 村外で製造された食品、日用品等
二 当該地方団体の <u>区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産</u> されたものであること。	・ 村内産の原材料 100%を使用した村外で製造された商品 ・ 返礼品承認商品	・ 村内産の原材料 10%を使用した村外で製造された商品
三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。	・ 村外産の原材料を使用し、村内施設で加工を行った商品 ・ 返礼品承認商品	・ 村内事業者でパッケージのみ行っている村外産の農林水産物
五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。	・ 村またはその関係団体等が扱う商品（ご当地キャラグッズ）	・ 単に団体等のロゴをプリントした商品
六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。	・ 村内産野菜と村に由来した村外製造ドレッシングのセット ・ 返礼品承認商品	・ 村内産野菜 1 つと村外製造ドレッシング 3 本のセット

(2) 自店舗で調理加工をした飲食物を提供する店舗等

総務省の地場産品基準	○	×
三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。	・店舗内で製造、加工、調理されたメニュー	・既製品を加熱（フライヤー、レンジ）、解凍のみで提供するメニュー
七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。	・食器に盛りつけた飲料、アイス等（村外製造物）を店舗内で提供 ・食事を伴う場合、瓶または缶のままで飲料を提供	・テイクアウトでの提供 ・食事を伴わない場合に瓶または缶のままで飲料を提供 ・地場産品以外のアイスをパッケージのまま提供、販売 ・レジ付近に設置の子供向け玩具などの販売

(3) 「宿泊施設」「体験施設」「理容・美容店」などサービスを提供する店舗等

総務省の地場産品基準	○	×
七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。	・宿泊料（食事有無問わず） ・日帰り入浴料 ・理容、美容サービス ・体験料	・釣り船、コンパニオン幹旋料 ・併設されたグッズショップにおいて地場産品以外（村外製造物など）を販売 ・グループである村外宿泊施設利用券の販売